

<例示C> 令和5年中、令和6年中ともに合計所得金額48万円超かつ定額減税対象外（令和6年度住民税所得割額0円&令和6年分所得税額0円）

【当初調整給付】



R5年中合計所得金額48万円超

- ・令和6年所得税額（推計）：30,000円…①
- ・令和6年度住民税所得割額：0円…②

【定額減税可能額】

所得税：30,000円…① 住民税：10,000円…②

【当初調整給付額】

$(① + ②) - (① + ②) = \underline{10,000円} \dots \text{給付額}$

【不足額給付】



R6年中合計所得金額48万円超

- ・令和6年所得税額（実績）：0円…①
- ・令和6年度住民税所得割額：0円…②

【定額減税可能額】

所得税：0円…① 住民税：0円…②

【不足額給付額】

$(① + ②) - (① + ②) = 0円 \dots \text{控除不足額}$

控除不足額 - 当初調整給付額 = 0円…給付額

令和6年分合計所得金額48万円超であるため、税法上の扶養親族となれず、令和6年度住民税所得割額および令和6年所得税額（実績）が0円であるため、定額減税を適用することができない

当初調整給付時は、定額減税可能額から算出された10,000円が給付された。しかし、不足額給付時には、令和6年度住民税所得割額および令和6年所得税額（実績）が0円となり、定額減税を適用することができなくなった。

そのため、不足額給付も対象外となり、本人としては、定額減税可能額が40,000円あるにもかかわらず、10,000円しか恩恵を受けていないため、不足となった**30,000円**を支給する。